

◆4番（山本みちよ君）

空き家の管理についてでございます。

このことについては、今までも私ども公明党会派の高口議員初め、何人もの議員が取り上げてきた問題であります。現行の法律上、所有者の私有財産なので、あくまでも所有者が御自身できちんと処分なり管理なりして解決すべきものと理解しております。

しかしながら、これからの地域社会の変化などを考えてみますと、今後も空き家はふえていくと考えられます。それに伴い課題も増加すると危惧するところでございますが、まずこの空き家についての立川市の現状、そして今後の動向についてお伺いいたします。

◎市長（清水庄平君）

危険な空き家に関する対応についてでございますが、空き家は個人の財産であり、所有者が適切に管理すべきであると考えております。放置された危険な空き家につきましては、防犯や防災、衛生の面からも心配があることは認識しております。

現状の取り組みについてでございますが、市民の方から苦情や対応の依頼があった場合には現場確認を行い、問題があると判断した場合には、その所有者に対して直接事情を説明し、適切な管理をお願いすることとしております。

◆4番（山本みちよ君）

空き家の管理についてでございます。

私の住む地域にも10年以上前からずっと空き家になっているといったところがございます。広い敷地には手入れされない状態の樹木が植わっております。最近の大雪や大風等で折れてしまった枝が敷地内から道路に散乱するたびに御近所の方々が処分してくださっている、こうした状況であります。

このように、近所の方たちの御厚意によって安全が保たれている、こうした事例は立川市の中にほかにも幾つもあるものと推察いたします。世はまさに地域力、市民力の活用となっはいますが、このままだ単に御厚意に任せていくだけでいいのかなと多少疑問に感じるころもございます。

立川市では、このような現状をどのように把握されているのか、また今後何か対応といったものをお考えになっているようでしたら伺いたします。

◎市民生活部長（小林健司君）

放置された危険な空き家対策でございますが、私ども行政のほうでは、生活安全課、防災課、環境対策課等が連携して対応を行っておりまして、まず市民の方から連絡をいただきますと現場確認を行いまして、問題があると判断した場合には登記簿を確認し、その所有者が明確になった場合は適切な管理をお願いしてございます。

さらに一歩踏み込んだ対応といたしまして、所有者にお会いできる状況であれば、空き家の現状、特に危険性を直接お話ししまして適切な対応を図るようお願いいたしております。

議員おっしゃるように、近所の方や市民の方がこの空き家対策で御尽力いただいていることについては私どもも情報を得ておりまして、これについては行政としても今の対応の中でできる限り対応していきたいというふうに考えてございます。

◆4番（山本みちよ君）

直接お会いして危険性を訴えながらそういった改良というか管理をお願いすることは、また一歩進んだ対応をとられているなというふうに感じます。今後ともそういったところをしっかりとまた進めていただければというふうにお願いたします。

現在、コンパクトシティといった構想もありまして、御高齢になっても歩いていける範囲で生活ができるようなまちづくりといったものも今後は進んでいくのかというふうに考えます。

そうした流れの中の一つの考え方として、例えば、これは先ほど触れました地域包括ケアシステムにも多少リンクしてくるかと思いますが、こうした空き家を高齢者の皆さんが集える地域拠点としたサロンにするとか、また、自治会の集会所や災害時の備蓄品保管場所にするなど何かちょっと工夫して、今ある空き家の有効活用ができるような仕組みといったものがつくれないものかと考えますが、こうした位置づけについてはどのようにお考えか、見解を伺います。

◎市民生活部長（小林健司君）

空き家の有効利用に関しましては、住宅施策の観点からもさまざま御意見いただいているところでございます。

しかしながら、空き家につきましては、御案内のように家族、親族間での相続や複雑な権利関係などが生じておりまして、市がその権利関係の中に介入することは非常に難しい状況もございます。

現在、そういった空き家の状況につきましては問題が顕在化してきてございますので、今後、住宅施策であるとか、市の福祉施策などと連携いたしまして関係各課協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

◆4番（山本みちよ君）

利権問題、さまざまあるということは当然のことかと思いますが、できれば新しい形での有効活用といったものも視野に入れて検討を進めていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。